

～普通そば及びだったんそばの検査規格改正のポイント～ (平成27年産から適用)

平成27年産からの普通そば及びだったんそばに係る農産物検査のポイントをお知らせします。

改正の 主な内容

- ① 等級区分が、「3等級」から「2等級」に簡素化されました。
- ② 形質(外観のみばえ)を重視した検査規格から、容積重(普通そば)又は粒度(だったんそば)を重視した規格に改正されました。

検査規格の ポイント

普通そば

- 等級区分は、「2等級」に簡素化されました。(1等、2等、規格外)
- 「形質(外観のみばえ)」は、規格から削除されました。
- 「未熟粒」は、規格から削除されました。
- 「容積重」の最低限度が引き上げられました。
(1等640g/l、2等580g/l)
- 「水分」の最高限度は、変更ありません。(16.0%)
- 「被害粒」単独での最高限度が設定されました。(1等5%、2等15%)

だったんそば(普通そばと異なる部分のみ)

- 「粒度」の最低限度が設定されました。(80%)
- 「水分」の最高限度が引き上げられました。(16.0%)

検査規格は、裏面のとおりです。

注)平成26年産以前に生産されたそばについては、従来の検査規格が適用されます。

そばの検査規格(抜粋、27年産から適用)

【普通そば】

項目 等級	最低限度	最 高 限 度			
	容積重 (グラム)	水 分 (%)	被害粒 (%)	異種穀粒 (%)	異 物 (%)
1 等	640	16.0	5	1	0
2 等	580	16.0	15	2	1

規格外—1等及び2等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が50%以上混入していないもの

【普通そば(四倍体)】

項目 等級	最低限度	最 高 限 度			
	容積重 (グラム)	水 分 (%)	被害粒 (%)	異種穀粒 (%)	異 物 (%)
1 等	600	16.0	5	1	0
2 等	550	16.0	15	2	1

規格外—1等及び2等のそれぞれの品位に適合しないそば(四倍体)であって、異種穀粒及び異物が50%以上混入していないもの

【だったんそば】

項目 等級	最低限度	最 高 限 度			
	粒 度 (%)	水 分 (%)	被害粒 (%)	異種穀粒 (%)	異 物 (%)
1 等	80	16.0	5	1	0
2 等	80	16.0	15	2	1

規格外—1等及び2等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が50%以上混入していないもの

附

- 普通そば(四倍体)及び種子そば(四倍体)の規格は、みやざきおおつぶ及び信州大そばに適用する。
- 普通そば(四倍体を除く。)にあつては、直径4.5ミリメートルの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が70%未満の場合、1等及び2等の容積重の最低限度はそれぞれ本表の数値に20グラムを加算したものとする。
- 普通そばには、だったんそばが0%を超えて混入してはならない。
- だったんそばには、普通そばが、1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%を超えて混入してはならない。

定義

粒 度—2.5ミリメートルの縦目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

容 積 重—ブラウエル穀粒計で測定した1リットルの重量をいう。

水 分—常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。

被 害 粒—損傷を受けた粒(病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等)をいう。ただし、普通そばにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもものを除く。

異種穀粒—そばを除いた他の穀粒をいう。

異 物—穀粒を除いた他のものをいう。

(このパンフレットに関するお問い合わせ先)

- ・農林水産省政策統括官付穀物課 TEL:03-6744-1392(直通)
- ・URL <http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/index.html>